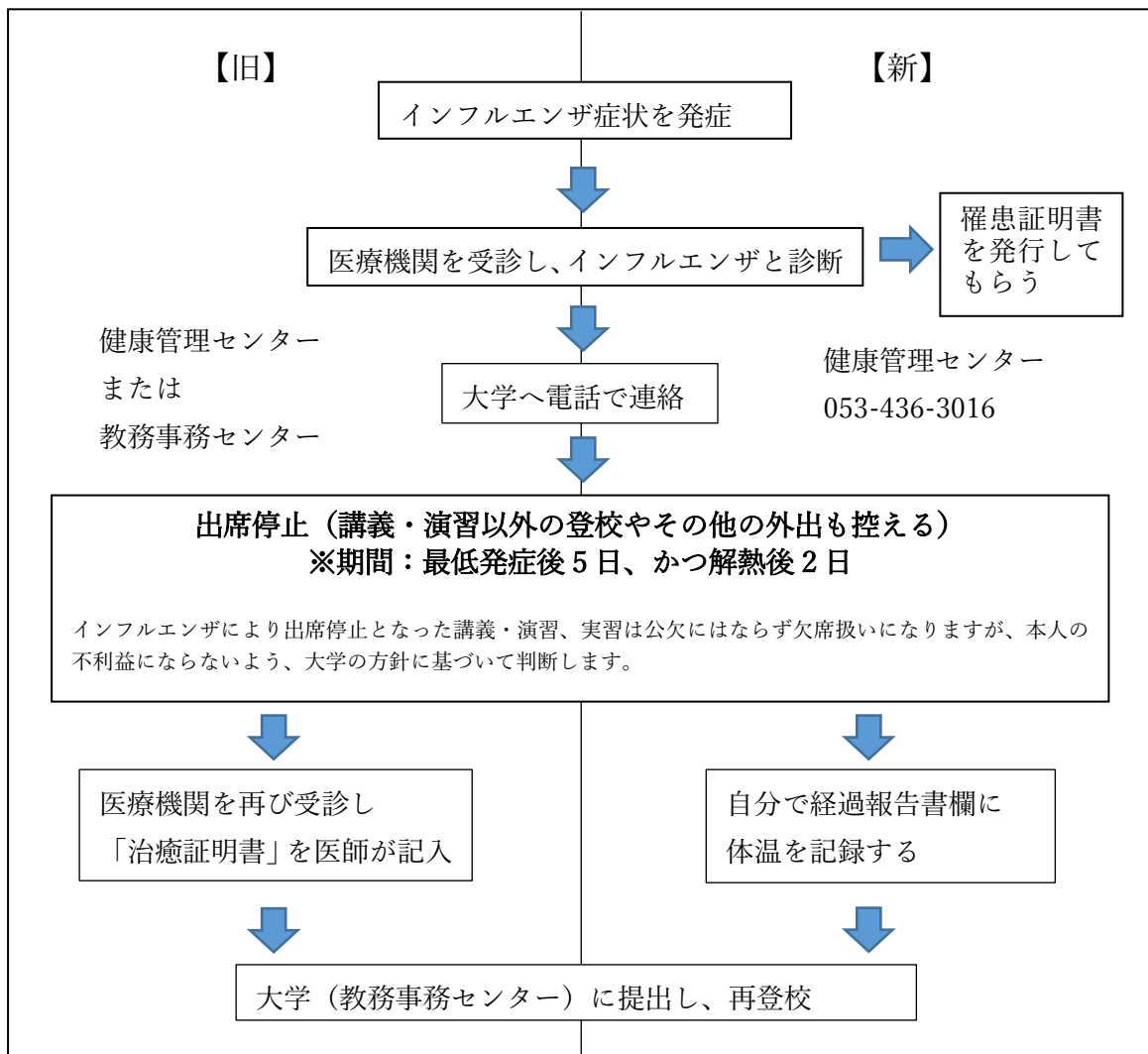


インフルエンザへの本学の対応について

この冬のインフルエンザの流行に備え、本学の対応についてお知らせします。特にインフルエンザ罹患後、登校を再開する際に提出していただいていた「治癒証明書」を廃止し、今後は新しい様式「インフルエンザ罹患証明書・インフルエンザ経過報告書」によって登校再開の判断を行う事になりましたので学生の皆さんは適切に対応していただくようお願いいたします。

1. 通常の講義・演習期間にインフルエンザに感染した場合の対応



2. 実習中・定期試験期間の連絡は次のとおりです。

実習中：インフルエンザと診断された場合は実習担当教員と健康管理センターに連絡してください。連絡はあらかじめ決められた方法（電話・メール）で行ってください。実習中で大学に登校する予定がない、遠隔地での実習、教務事務センターへの罹患証明書の提出が無理な場合は実習担当教員の指示に従ってください。実習病院・施設等によっては「治癒証明書」が必要な場合があるため、実習担当教員に書類提出必要の有無を確認してください。

定期試験期間：必ず試験が開始される前に、教務事務センターに連絡してください。

その他詳しくは健康管理センターまたは教務事務センターのホームページを確認してください。

- 講義・演習、実習が行われない期間に罹患した場合は感染連絡、および罹患証明書の提出は必要ありません。
- インフルエンザ以外の学校感染症に罹患した場合はこれまで使用していた「治癒証明書」(大学ホームページに掲載)を提出してください。